平成２２年（フ）第３９号
広島市東区戸坂惣田１丁目４番８―107号
債務者　加藤　康徳
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４０号
広島県安芸郡府中町八幡３丁目11番１―711号　ライオンズガーデン府中
債務者　藤井　伸一
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１０号
広島県尾道市新高山３丁目1170番地110　雇用促進住宅１棟404
債務者　藤井　智尋
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第８００号
愛媛県上浮穴郡久万高原町入野1828番地　新春日台１棟４号
債務者　加藤　千里
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第８０３号
愛媛県松山市山越１丁目17番24号　コーポアリーナ201号
債務者　山崎　雅彦
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第８１６号
愛媛県松山市住吉２丁目２番７号　ダイアパレス1002号
債務者　鶴岡千恵子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第８２２号
愛媛県松山市鷹子町402番地　竹本ハウス106号
債務者　宮森　　伸
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第６号
愛媛県伊予郡砥部町総津832番地　単身者住宅久保団地106号
債務者　町田　恵美
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１２号
愛媛県松山市立花６丁目１番８号　グランドゥール南松山1003号
債務者　岡田　幸彦
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１６号
愛媛県松山市来住町896番地１　アーバンハイツ若岡207号
債務者　高須賀美代子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１８号
愛媛県松山市古三津３丁目９番20号
債務者　竹林　幸男
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２０号
愛媛県松山市南江戸３丁目10番36号　フォブールフライブルク103号
債務者　法山　忠晃
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２１号
愛媛県松山市南江戸４丁目４番29号
債務者　小野　邦枝
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第２１５号
福岡県飯塚市明星寺25番地３　県営明星寺団地14棟1413号
債務者　中嶌佳代子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第２１６号
福岡県飯塚市潤野1270番地８
債務者　中島　盛人
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第１２２号
福岡県筑後市大字鶴田871番地８
債務者　境　　明美（旧姓花畠）
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第１２８号
福岡県八女郡立花町大字山崎2599番地１の２町営さくら台住宅801号
債務者　熊本　和彦
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
福岡地方裁判所八女支部